九　指定短期入所生活介護の施設基準

イ　単独型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第百二十一条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）における介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法（指定居宅サービス等基準第二条第八号に規定する常勤換算方法をいう。以下この号、第十二号、第十四号、第十八号及び第二十一号の三において同じ。）で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

ロ　併設型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(1)・(2)　（略）

(3)　指定短期入所生活介護事業所が、指定居宅サービス等基準第百四十条の十四に規定する共生型短期入所生活介護の事業を行う事業所である場合にあっては、同条第二号に定める従業者の員数を置いていること。

ハ・ニ　（略）

十・十一　（略）

十二　指定短期入所生活介護における看護体制加算に係る施設基準

イ・ロ　（略）

ハ　看護体制加算(Ⅲ)イを算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(1)　利用定員が二十九人以下であること。

(2)　指定短期入所生活介護事業所における算定日が属する年度の前年度又は算定日が属する月の前三月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護三、要介護四又は要介護五である者の占める割合が百分の七十以上であること。

(3)　イ(1)及び(2)に該当するものであること。

ニ　看護体制加算(Ⅲ)ロを算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(1)　利用定員が三十人以上五十人以下であること。

(2)　ハ(2)及び(3)に該当するものであること。

ホ　看護体制加算(Ⅳ)イを算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

ロ(1)から(3)まで並びにハ(1)及び(2)に該当するものであること。

ヘ　看護体制加算(Ⅳ)ロを算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

ロ(1)から(3)まで、ハ(2)及びニ(1)に該当するものであること。

十三　（略）

十四　指定短期入所療養介護の施設基準

イ　介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1)　介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)又は(ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一)～(三)　（略）

九　指定短期入所生活介護の施設基準

イ　単独型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第百二十一条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）における介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法（指定居宅サービス等基準第二条第七号に規定する常勤換算方法をいう。以下この号、第十二号、第十四号及び第十八号において同じ。）で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

ロ　併設型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(1)・(2)　（略）

（新設）

ハ・ニ　（略）

十・十一　（略）

十二　指定短期入所生活介護における看護体制加算に係る施設基準

イ・ロ　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

十三　（略）

十四　指定短期入所療養介護の施設基準

イ　介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1)　介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)又は(ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一)～(三)　（略）